

リフォーム内容を問わず対象から除く工事	備 考
増築	
基礎・相当数の主要構造部に工事が及ぶ改築	
床面積の増減を伴う改築	
除却	
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる住宅のリフォーム工事	

(例) 基礎や一部の主要構造部（柱、屋根など）のみを残した、事実上の建替え ×

工事内容	備 考
屋根の塗替え、葺替え、防水工事	
外壁の張替え、塗装工事	
内壁の張替え	
天井の張替え	
フローリングの新設、張替え	
ガス設備工事	機器の取替えは熱源変更を伴う工事の費用として含まれる場合のみ対象とする。また、都市ガスへの切替え、オール電化工事、太陽光発電工事等に係る費用も対象とする。
電気設備工事	
給湯設備工事	
換気扇・レンジフードの新設	
防音工事、防音サッシへの取替え	
断熱工事	
床暖房工事	
浴室ユニット・浴槽の新設	
便器の新設、取替え	取替えは、便器の種類を変更する場合に限る。
洗面台の新設	
キッチンユニットの取替え	
食洗機、オーブン等の新設、取替え	キッチンユニット交換に伴うビルトインタイプの機器の設置で、工事の費用として含まれるものに限る。
内装の張替え	
部屋の間仕切りの新設、変更	
ふすま、障子、畳、窓の新設	畳は、入替え、表替え、裏返しも可とする。
建具・開口部の新設、取替え	建具の取替えは、開口部工事を伴う場合に限る。
造り付け収納家具の新設、修理	
耐震改修に関する工事	
バリアフリーに関する工事	市が実施する他の助成制度を利用している場合は、その補助対象額を除いた金額のみ対象とする。
合併浄化槽に関する工事	
車庫、物置、倉庫等の工事	
門扉、ブロック塀等の外構工事	
植樹、剪定等の植栽工事	
雨水浸透柵の設置工事	
貯水槽、雨水タンク設備の設置工事	
防犯ライト・カメラの設置工事	
電話等の設置・配線工事	
工事に関連のない電化製品、家具等の購入	
消火器等各種防災用品の購入・設置	
シロアリ駆除等の防虫作業	
ハウスクリーニング、排水管清掃等	ここでのハウスクリーニングとは、水まわりのカビ落とし、換気扇の洗浄、フローリングのワックス掛け等をいう。
この表において定めのないもの	この要綱の趣旨に基づき、別途市長が判断する。

(例) 設備、機器の交換を目的としたもの、家電製品の買替え
 (ガス給湯器 → ガス給湯器、電気温水器 → 電気温水器) ×
 (二槽式洗濯機 → ドラム型洗濯機) ×
 熱源が変わる場合の設備、機器の交換
 (ガス給湯器 → 電気温水器など) ○
 (ガスコンロ → IHクッキングヒーター) ○

(例) 換気扇、レンジフードの新設 ○
 エアコンの新設、取替え (工事を伴う場合も) ×

(例) 和式便器 → 洋式便器 (ウォッシュレットの取付も可) ○
 ウォッシュレットの取付のみ ×

(例) 食洗機などの単純な買換え ×
 キッチンユニット交換に合せた工事を伴うビルトインタイプの食洗機などの買換え ○

(例) ふすま、障子、畳、窓ガラスの単純な買換え ×
 技術・作業を伴うもの (畳の入替え、表替え、裏返しなど) ○

(例) アルミサッシ等の単純な買換え ×
 開口部工事を伴うサッシの取替え (木のサッシ→アルミサッシなど) ○

(例) バリアフリー工事で必要となった金額 50万円
 介護保険居宅介護住宅改修の補助対象額 20万円 (20万円超の場合は一律20万円とします ※1)
 → 50万円 - 20万円 = 30万円 がこの事業の補助対象となります。
 ※1 他の補助事業についても、補助率、上限額に応じ、天井額を設定いたします。

都市整備課までお問合せください。